

個別株主通知のご案内

平成 29 年 4 月
株式会社証券保管振替機構

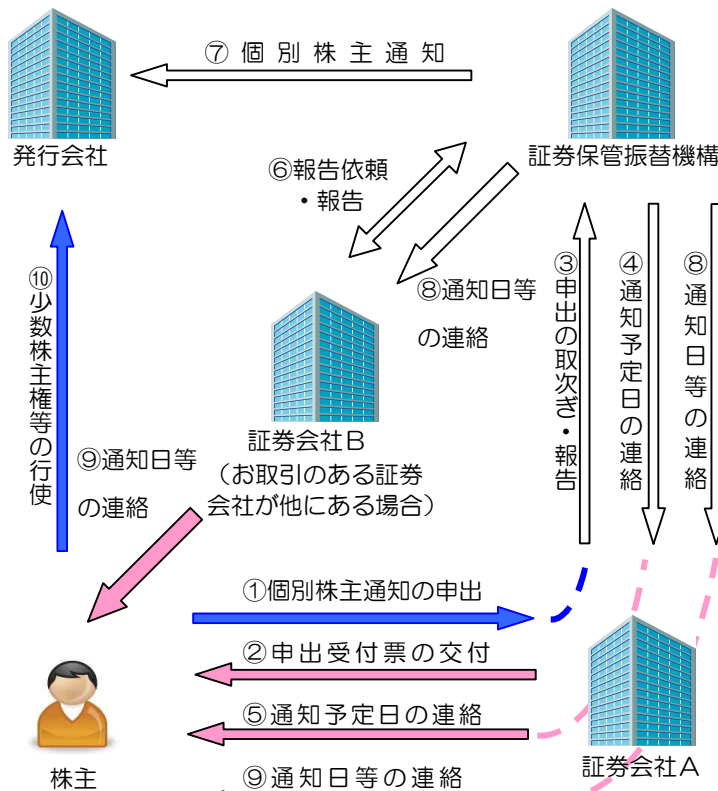
株主が発行会社（上場会社等をいいます。以下同じ。）に対して少数株主権等を行使する場合に必要な個別株主通知の手続について、ご案内いたします。

個別株主通知の概要

発行会社は株主が保有する株式数の情報を常に把握しているわけではないことから、少数株主権等を行使する株主は、少数株主権等を行使する際にその行使要件を満たしていることを発行会社に知らせるため、事前に、証券会社等に対して個別株主通知の申出を行い、証券保管振替機構を通じて発行会社に保有する株式数の情報を通知する必要があります（注1）。

注1 社債、株式等の振替に関する法律第 154 条に定められています。

個別株主通知のフローのイメージ



- ① 株主は、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出を行う。
- ② 証券会社は、株主に対して個別株主通知の申出受付票を交付する。
- ③ 証券会社は、個別株主通知の申出を証券保管振替機構に取り次ぐとともに、株主が保有する株式数の情報を報告する。
- ④ 証券保管振替機構は、証券会社に対して個別株主通知の予定日を連絡する。
- ⑤ 証券会社は、株主に対して個別株主通知の予定日を連絡する。
- ⑥ 株主とお取引のある証券会社が他にある場合には、証券保管振替機構は当該証券会社に対して、株主が保有する株式数の情報の報告を依頼し、報告を受ける。
- ⑦ 証券保管振替機構は、発行会社に対して株主が保有する株式数の情報を通知する（個別株主通知）。
- ⑧ 証券保管振替機構は、証券会社に対して個別株主通知の通知日等を連絡する。
- ⑨ 証券会社は、株主に対して個別株主通知が行われた旨及び通知日等を連絡する。
- ⑩ 株主は、発行会社に対して通知日から4週間以内に少数株主権等を行使する。

少数株主権等について

少数株主権等とは、1株以上の株式を保有していれば行使できる権利と、一定数又は一定割合以上の議決権、若しくは一定数又は一定割合以上の株式を保有していれば行使できる権利で、一定期間の株式の保有が求められている権利もあります。主な少数株主権等は以下のようなものです。

なお、少数株主権等を行う際の個別株主通知の要否、少数株主権等の行使要件及び行使期限等は、発行会社ごと、少数株主権等の権利ごとに異なりますので、詳細については発行会社にお問い合わせください。

会社法に定められた主な少数株主権等	権利行使の要件 ^(注2)
・議事録の閲覧・謄写を請求する権利	1株以上の株式を保有
・株主総会の招集を請求する権利	議決権の100分の3以上を行使前6か月継続保有
・株主総会において議題を提案する権利	議決権の100分の1以上又は300個以上の議決権を行使前6か月継続保有
・会計帳簿の閲覧・謄写を請求する権利	議決権の100分の3以上又は発行済株式総数の100分の3以上の株式を保有

注2 発行会社によっては要件が緩和されている場合があります。

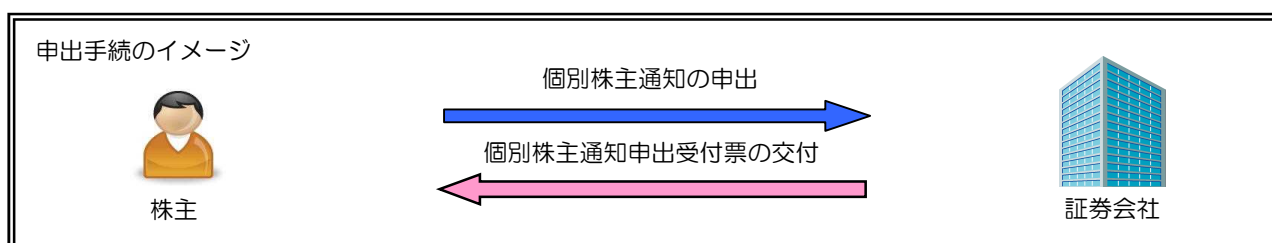
【少数株主権等を行う際の留意点】

- ① 基準日時点の株主に対して与えられる、株主総会で議決権を行使する権利、配当を受ける権利、株主優待を受ける権利等の権利は少数株主権等ではありません。このため、これらの権利の行使には個別株主通知の手続きは不要です。
- ② 行使期限が定められている少数株主権等を行う場合には、当該期限前に、発行会社に個別株主通知が通知されている必要があります。

証券会社等への個別株主通知の申出手続

個別株主通知の申出は、お取引のある証券会社等に対して行ってください。

証券会社等に対して個別株主通知の申出を行うと、株主に「個別株主通知申出受付票」が交付されます。この「個別株主通知申出受付票」は、発行会社に対する少数株主権等の行使の際に必要となりますので適切に保管してください^(注3)。



注3 発行会社によっては「個別株主通知申出受付票」が不要な場合があります。

【個別株主通知の申出の際の留意点】

- ① お取引のある証券会社等が複数ある場合には、原則として、少数株主権等の行使の対象である銘柄を管理する証券会社等のうちの1社に対して個別株主通知の申出を行えば、申出を行った証券会社等以外の証券会社等で管理されている株式数も含めて、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されます^(注4)。
- ② 発行会社に通知される株式数の情報は、受渡済みの株式数のものとなりますので、個別株主通知の申出の直前に株式を買い付けた場合であって、当該株式を含めた個別株主通知を行う必要があるときは、当該株式の受渡日^(注5)の翌日以降に申出を行ってください。
- ③ 証券会社等にお届けされている氏名又は名称若しくは住所が変更されている場合には、個別株主通知の申出と併せてこれらの変更手続を行ってください。
- ④ 複数の株主が共同して少数株主権等を行使する場合には、少数株主権等を共同行使する株主全員がそれぞれ個別株主通知の申出を行う必要があります。
- ⑤ 通常の個別株主通知とは別に、個別株主通知の申出をした証券会社等で管理されている株式数のみを個別株主通知の対象とする一部通知という仕組みを選択することも可能です。

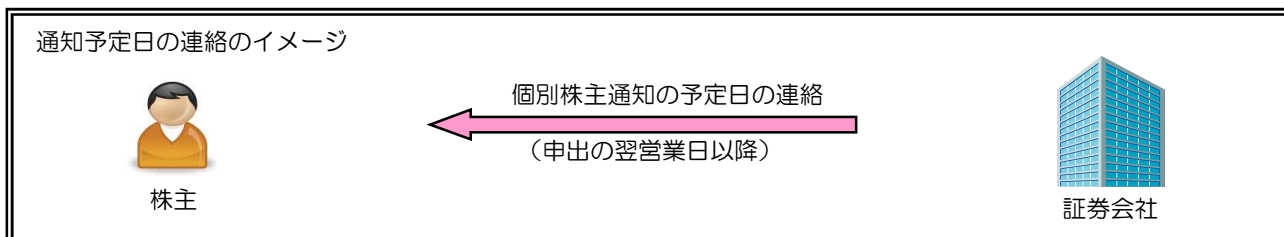
注4 それぞれの証券会社等にお届けされている氏名又は名称若しくは住所等が異なっていること等により、証券保管振替機構において同一の株主と認識できない場合等には、該当銘柄の保有するすべての株式数の情報が発行会社に通知されないことがあります。

注5 買い付けした株式の受渡日については、当該株式を買い付けた証券会社等にお問い合わせください。

個別株主通知の通知日程

個別株主通知は、標準的な通知日程では、申出日の4営業日後の日に発行会社に通知されますが、お取引のある証券会社等によって発行会社に対する通知日は異なり、申出日から10営業日程度を要する場合があります。

また、個別株主通知の予定日は、お申出の翌営業日以降に、証券会社等から連絡されます。



【個別株主通知の通知日程の留意点】

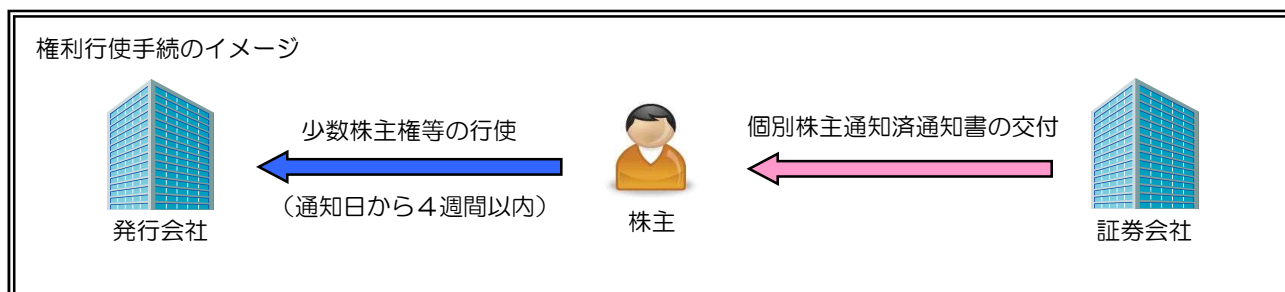
- ① 証券保管振替機構は、証券会社等から個別株主通知の申出の取次ぎを受けた後に、株主とお取引のあるすべての証券会社等を特定した上で、株主が保有する株式数の報告の依頼を行います。証券会社等によって、証券保管振替機構に対する報告に要する日数が異なるため、株主は、申出時点で個別株主通知の予定日を確認することはできず、証券会社等からの連絡によって初めて確認することができます。

- ② 個別株主通知の申出をした証券会社等で管理されている株式数のみを個別株主通知の対象とする一部通知の申出を行った場合には、行わなかった場合と比較して、通知日程が概ね短縮されますので、お急ぎの際は一部通知のご利用もご検討ください。
- ③ 少数株主権等の権利行使に期限が設けられている場合には、標準的な通知日程にかかわらず、お早めにお申出ください。

発行会社への権利行使の手続

発行会社に対して個別株主通知が行われると、証券会社等から、株主に個別株主通知が行われた旨及び通知日等が記載された「個別株主通知済通知書」が交付されます。

少数株主権等の行使は、この個別株主通知の通知日から4週間以内に発行会社に対して所定の書類を提出して行う必要があります。



【少数株主権等の行使の際の留意点】

- ① 個別株主通知によって、株主の氏名又は名称、住所、個別株主通知の申出受付日、対象期間(申出受付日の前日から6か月と28日前の日～申出受付日の前日)における保有する株式数と増減等の情報が発行会社へ通知されます。
- ② 証券会社等から「個別株主通知済通知書」を受領した際は、個別株主通知の対象銘柄及び発行会社に通知された株式数等の情報をご自身のご認識していた内容と一致していることをご確認いただくとともに、個別株主通知の通知日をご確認ください。なお、個別株主通知の対象銘柄が複数の証券会社等で管理されている場合には、それぞれの証券会社等から「個別株主通知済通知書」が交付されます。
- ③ 少数株主権等を行行使する際は、「個別株主通知申出受付票」、「本人確認書類」、「行使内容の分かる書面」が必要になりますが、発行会社によっては不要とされる場合またはこれら以外の書類が必要な場合もありますので、少数株主権等の行使の具体的な手続については、発行会社にお問い合わせください。
- ④ 複数の株主が共同して少数株主権等を行行使する場合には、少数株主権等を共同行使する株主全員の個別株主通知が行われた後に、当該個別株主通知の中で、発行会社に最も早く通知された個別株主通知の通知日から4週間以内に少数株主権等を行行使する必要があります。